

## 入札の心得

(趣旨)

第1条 この心得は、競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項について定めたものであり、入札に当たって入札参加者はこの心得を承知の上、参加するものとする。

(関係法令の遵守)

第2条 入札参加者は、設計図書（仕様書）等を十分理解するとともに、信義誠実の原則を守り、関係法令を遵守すること。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54条）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の辞退)

第4条 入札に参加を希望しない場合には、入札執行の完了に至るまでは、いかなる場合でも辞退することができる。

2 入札辞退は、原則として文書により届けること。

3 入札辞退により、以後の指名等に不利益を与えるものではない。

(条件付一般競争入札への参加申請等)

第4条の2 条件付一般競争入札の参加者のうち、事前審査の対象案件に参加しようとする者又は事後審査の対象案件の落札候補者は、~~電子入札システムにより入札参加資格確認申請書（別記様式第1-1号又は別記様式1-2号）及び必要な資料を提出するものとする。~~

~~2 添付する電子ファイルの容量が添付可能な範囲を超えるときは、電子入札システムに確認資料等紙提出届（別記様式第1号）を添付して送信した後、競争参加資格確認申請書受信確認通知及び入札参加に必要な資料を持参又は郵送により提出することができる。~~

3 落札候補者が、期間内に入札参加資格確認申請書を提出しないとき、又は入札執行者が入札参加資格確認のために行う指示に従わないときは、入札参加資格のない者が行った入札とみなし、その入札を無効とする。

4 提出された入札参加資格確認申請書の訂正、~~及び差し替え及び配置技術者の変更は、認めないものとする。~~

(入札執行)

第5条 同一事項の入札は、3回までとする。~~ただし、予定価格を事前公表しているものは、1回とする。~~

(入札書等の提出)

第6条 入札参加者は、所定の事項を記入し、記名押印した入札書を、あらかじめ入札公告又は入札通知書に示した日時及び場所において、入札執行者の指示により提出しなければならない。なお、押印はあらかじめ使用印として本市に届出されたものでなければならない。

(代理人による入札)

第7条 代理人による入札の場合は、委任事項等が明確に記載された委任状を提出しなければならない。なお、代理人の使用印は入札書に押印す

るものと同一のものでなければならない。

~~2 既に年間委任状を提出している場合は、委任状の提出は不要とする。~~

(無効とする入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
  - (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
  - (3) 郵便による入札及び電信による入札
  - (4) 入札保証金を必要とする入札で、所定の日時までに入札保証金を納めない者又は不足する者のした入札
  - (5) 入札者本人又は代理人の記名押印のない入札
  - (6) 入札書記載の価格、氏名その他の事項を確認できない入札
  - (7) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
  - (8) 同一人が同一事項の入札において2通以上した入札
  - (9) 同一人が2人以上の入札者の代理人としてした入札
  - (10) 談合その他の虚偽又は不正行為があったと認められる入札
  - (11) 予定価格を事前公表した場合で、予定価格を上回る価格での入札
  - (12) その他指定した入札条件と合致しない入札
- (失格とする入札)

第9条 前条第1号から第12号並びに予定価格を事後公表した場合で、再度入札(同一事項の入札における2回目、3回目をいう。)において、前回の最低価格以上の入札をした者は失格とする。失格となった者は、再度入札(同一事項の入札における2回目、3回目をいう。)には参加できない。

(入札の延期又は中止)

第10条 入札の公告又は入札通知から落札決定までの間において、入札参加者が連合し不穏な行動をなす等、適正な入札が執行できないと認められる場合は、入札を延期又は中止することがある。

~~2 当該入札において、入札参加者が1人になった場合には入札を中止する。~~

3 市長は、その他特別な理由により、入札を延期又は中止せざるを得ない事象が生じた場合は、入札を延期又は中止することができる。

(落札者の決定)

第11条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(同価格の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定)

第12条 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、くじ引きを辞退することはできない。また、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。

(落札者の取消し)

第13条 落札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、落札を取り消すものとする。

- (1) 落札者が契約の締結を辞退したとき、又は指定した期限内に契約を

締結しないとき。

(2) 入札に際し不穏不正があったと認められるとき。

(3) 法令及び規則に違反する事項が生じたとき。

(異議の申立て)

第14条 入札参加者は、その入札後においては、この心得又は当該競争入札に係る工事の設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。